

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

令和3年度 全国労働衛生週間

(スローガン)
**「向き合おう！ こころとからだの
健康管理」**
10月1日～10月7日
(準備期間)9月1日～9月30日

趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えていました（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上の労働災害は、令和2年には6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められます。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められています。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしています。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めています。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めています。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要です。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えており、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有

建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されます。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化しました。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！ こころとからだの 健康管理」
 を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに
 みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとします。

【各事業場の実施事項】

○全国労働衛生週間に実施する事項

- ・事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

○準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

①重点事項

- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- ・化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ・石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ・「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予（次頁につづく）

(前頁のつづき)

- 防対策の推進に関する事項
 - ・「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
 - ・「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- ②労働衛生3管理の推進等
 - ・作業環境管理の推進に関する事項
 - ・作業管理の推進に関する事項
 - ・「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - ・労働衛生教育の推進に関する事項
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
 - ・快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
 - ・「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく

- 副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- ・職場における感染症（新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項
- ③作業の特性に応じた事項
 - ・粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - ・電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - ・「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - ・「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
 - ・「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
 - ・酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - ・建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

育児・介護休業法が改正されました 一令和4年4月1日から段階的に施行されます

ポイント1 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。

新制度（現行制度とは別に取得可能）		現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可（今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可

ポイント2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備（研修、相談窓口設置等）及び妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

ポイント3 育児休業を分割して取得できるようになります

改正前	<ul style="list-style-type: none"> ●原則分割することはできない ●1歳以降に育休を延長する場合、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定 		改正後	<ul style="list-style-type: none"> ●（新制度とは別に）分割して2回まで取得可能 ●1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化
-----	--	--	-----	--

ポイント4 有期雇用労働者の育児休業・介護休業取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」という要件は廃止されます

ポイント5 育児休業取得状況の公表が義務になります（従業員数1,000人超の企業）

◎ 施行日：【2及び4】令和4年4月1日、【1及び3】公布後1年6か月以内の政令で定める日、【5】令和5年4月1日
 【お問い合わせ先：鳥取労働局雇用環境・均等室 0857-29-1709】
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

「業務改善助成金」が使いやすくなります

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、事業場内でも最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、労働能率の増進に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等に要した費用の一部を助成します。

対象事業場は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内で、事業場規模が100人以下の事業場です。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、令

和3年8月1日より特例的な要件緩和・コースの拡充が行われました。内容は下記のとおりです。

○賃金引上げ対象となる労働者数の上限について最大10人以上の枠を増設及び助成金上限額を600万円へ引上げ
 ○賃金引上げ額を30円以上とする場合には、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充（※生産量要件に該当する場合に限る）

○45円コースの新設

○同一年度内の複数回申請を可能

詳細は厚生労働省のHPをご覧いた
 だくか、鳥取労働局雇用環境・均等室
 (0857-29-1701) までお問い合わせ下さい。



「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しましょう

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における休業4日以上の労働災害は、ここ数年では増加傾向にあります。その要因としては、人手不足や労働者の高年齢化のほかに、転倒や腰痛といった行動災害が多く、また、重篤な災害が発生しないという誤解があることなどが考えられます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」は、施設や店舗における安全衛生水準を向上させ、労働者の安全意識を高めることが、施設利用者や顧客に対する安全にもつながるという視点で、施設・店舗と本部・本社の役割に応じた活動を展開し、職場に潜む危険個所の除去、作業方法の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上などを図るといふものです。

実施事項は以下となります、施設・店舗と本部・本社の役割分担を明確にし、実態に応じて可能なものから積極的な取組をお願いいたします。

(1) 店舗・施設の実施事項

- 次に示す各々のSTEPに掲げる事項のうちから、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施すること。
- STEP 1
 - ア 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒灾害等の防止
 - イ 危険箇所の表示による危険の「見える化」
 - ウ 作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記及び店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発
- STEP 2
 - ア ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
 - イ KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上
 - ウ 防滑靴、切創防止手袋等の着用、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用
- STEP 3
 - ア 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職

令和3年度 「見える」安全活動コンクール

～『見える』安全活動事例を募集します
(8月2日～9月30日)～

厚生労働省は、企業・事業場における安全活動の活性化を図るために、「見える」安全活動コンクールを開催しています。

企業・事業場で実施されている労働災害防止のための「見える」安全活動の創意工夫事例を募集します。

右のQRコード（「『見える』安全活動コンクール」の紹介ページ）、もしくは、下記の応募受付ページをご覧いただき、奮ってご応募ください。

ご応募いただいた事例は、あんぜんプロジェクトホームページに掲載し、広く国民に紹介させていただきます。また、ホームページをご覧になった方からの投票、意見を募集し、後日、結果発表を行います。

「『見える』安全活動コンクール」の応募受付ページ
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html>



- 場点検の実施
- イ 腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックの実施
- ウ 腰痛・転倒予防体操の励行

その他、リスクアセスメントの実施、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善、メンタルヘルス対策

(2) 本社・本部の実施事項

- 次の実施事項のうち、企業・法人の労働災害の発生状況、労働者の健康管理の状況等に応じて、店舗・施設の実施事項が継続的、組織的に行われるよう、安全衛生体制の整備を含めた必要な取組を実施すること。
- ア 企業・法人傘下の店舗・施設全体の労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ウ 安全に配慮した作業マニュアルの作成と店舗・施設への周知
- エ 店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を展開するとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行うこと
- オ 店舗・施設における安全衛生担当者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者）等の配置状況の確認
- カ 店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育の実施
- キ 本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導及び健康確保措置の実施
- ク 安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布
- ケ 店舗・施設のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく対策の実施
- コ 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策に係る指導及び実施状況の把握
- サ 店舗・施設における健康診断、長時間労働者への面接指導及びそれらの事後措置等の労働者の健康確保措置の実施状況の把握

「あんぜんプロジェクト」リーフレット

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet_2021.pdf

「『見える』安全活動コンクール」の紹介ページ

QRコードのアドレス

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html>

働くみんなに、
今こそ確かな安心を。

**中小企業
退職金
共済制度**

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税
手数料も不要
- ◆外部積立型なので
管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ

中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内について

近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。そのため高齢者が安心して安全に働くよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境を作っていくことが必要です。また高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要な社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。これら対策を講じていく上によってエイジフレンドリー補助金の制度がありますから、職場環境の改善に要した費用の一部を補助しますので、是非ご活用下さい。

1 補助金申請期間

令和3年6月11日～令和3年10月31日

2 対象となる事業者

下記の（1）～（3）すべてに該当する事業者

（1）高年齢労働者（60才以上）を常時1名以上雇用している。

（2）労働保険に加入している。

（3）中小企業事業者

例) 業種 小売業；「常時使用する労働者数50人以下」又は「資本金又は出資の総額5000万円以下」

3 補助金額

・補助対象 高年齢労働者のための職場環境改善に

要した経費（物品の購入・工事の施工等）

- ・補助率 1/2
- ・上限額 100万円（消費税を含む）

4 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための下記の対策に要した費用を補助対象とします。

- ・働く高齢者の新型ウイルス感染予防のための費用
- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ・健康や体力状況等の把握に関する費用
- ・安全衛生教育の実施に関する費用

5 申請手続き

補助金交付申請（中小企業事業者）→審査等（コンサルタント会）→交付決定通知の発行（コンサルタント会）→対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）→実績報告書・清算払請求書（中小企業事業者）→確認、補助金の交付（コンサルタント会）

6 お問い合わせ先

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10トイヤビル
5階

電話 申請関係：03-6381-7507

支払関係：03-6809-4085

外国人在留支援センター

Foreign Residents Support Center (FRESC 略称：フレスク)

■略称フレスクが誕生し、令和2年7月6日から稼働しています。

■フレスクは、国際交流の促進や労働力不足への対応等の観点から、外国人労働者の在留そのものを支援する、4省(法務省・厚生労働省・外務省・経済産業省)共管の公的機関です。

■留学生の受け入れや就職の促進、高度外国人材の受け入れの促進、外国人本人や家族の人権擁護、外国人が関係する法律トラブルの相談、査証相談、外国人雇用に伴う労働相談など一か所でさまざまなサービスが受けられます。

■厚生労働省関係では、東京労働局外国人特別相談・支援室が設けられ、外国人雇用に関する労働相談に応じるほか、外国人雇用サービスセンターでは就職相談に応じています。

■なかでも、公益社団法人東京労働基準協会連合会が厚生労働省から受託した「外国人安全衛生管理支援事業」の「安全衛生班」として、外国人労働者を雇用する上での安全衛生管理の相談への対応、安全衛生の専門家が個別訪問しての、安全衛生診断・改善指導を、無料で行っています。

電話 0570-011000

「フレスク」→検索

試験の種類	試験月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	試験開始時刻	試験終了時刻
特級ボイラー技士	28							10:00	16:10
一級ボイラー技士		9		6			8	12:30	16:30
二級ボイラー技士	7	25	15	5	16	2	13:30	16:30	
★特別ボイラー溶接士				27			13:30	16:00	
★普通ボイラー溶接士				27			13:30	16:00	
ボイラーアンバサダーボイラー整備士	5				1		13:30	16:00	
★限定期なし	12	10	8	20	17	9	13:30	16:00	
デクレーン運転士	12	10 26	8	20	7 17	9	13:30	16:00	
床面運転式限定免許解除試験	12						13:30	16:00	
★移動式クレーン運転士		5		18		15	13:30	16:00	
★揚貨装置運転士	6						13:30	16:00	
発破技士			7				13:30	15:30	
ガス溶接作業主任者			7				13:30	16:30	
林業架線作業主任者							13:30	16:30	
第一種衛生管理者	8 26	17	2 14	17	8 22	5 16	13:30	16:30	
第二種衛生管理者	8 26	17	2 14	17	8 22	5 16	13:30	16:30	
高圧室内作業主任者		18					12:30	16:30	
エックス線作業主任者		16		19		3	12:30	16:30	
ガソリンマシン作業主任者		18					12:30	16:30	
潜水士					9		12:30	16:30	

に照会して下さい。

令和3年10月から令和4年3月までの試験日程は
次の通りです。受験資格については、
中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955
福山市新涯町2-29-3

電話084-954-4666
16

労働安全衛生関係
免許試験日程(学科)

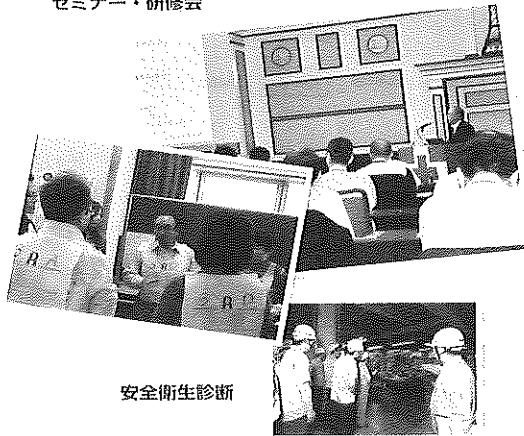
中災防賛助会員 入会のご案内

企業の自主的な安全衛生活動を支援(人材育成・技術サポート・情報発信)します

賛助会員にご加入いただくと以下の特典があります。

- ★教育研修・専門技術の利用
が会員料金
- ★定期刊行物の配布

セミナー・研修会



安全衛生診断

※現在はマスク着用等の感染防止対策を徹底したうえで実施しています。



- ★各週間に時などに
ポスター、用品、図書の配布



全ての働く人々に安全・健康を
~Safe Work, Safe Life~

JISHA

Japan Industrial Safety & Health Association

中央労働災害防止協会 教育推進部

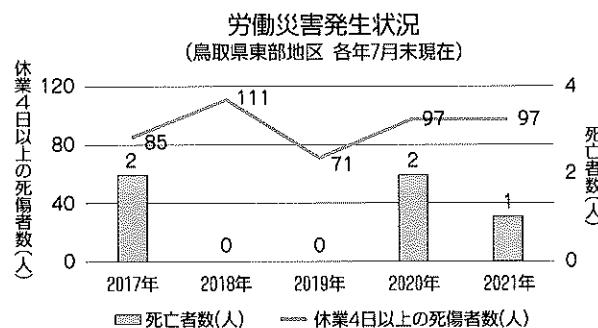
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
Tel. 03-3452-6049(ダイヤルイン)
Fax. 03-5443-9845 E-mail: kaiin@jisha.or.jp
<http://www.jisha.or.jp/about/sanjo/index.html>

- いつでもご入会いただけます。申込書に必要事項をご記入の上、E-mailまたはFAXにてお申込みください。年度途中のご入会の場合、会費は月割りとなります。
- 会費は年会費1口50,000円、従業員50人未満の事業場は1口40,000円です。お申し出により、5月と10月の年2回の分割納入ができます。
- 事業場単位でのご入会となります。
- 入会申込書到着後、入会月の10日頃に会費の請求書等、関係書類をお送りいたします。
- お問合せ:中央労働災害防止協会 教育推進部
(TEL: 03-3452-6049)または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

東部支局だより

労働災害ゼロを達成しましよう (鳥取労働基準監督署)

当署管内（鳥取県東部地区）の2021年7月末現在の休業4日以上の死傷者数（速報値）は97人で、過去5年間で2番目に多くなっています。第13次労働災害防止推進計画（2018年～2022年）では、死傷災害を2017年比で5%減少させることを目標としていますが、現在、2017年に比べ14.1%の増加という状況にあります。

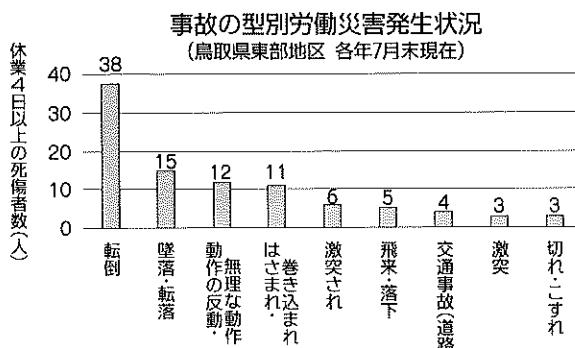


労働災害発生状況 (鳥取県東部地区 2021年7月末現在)

	休業4日以上の死傷者数(死者数)			2021年最も多い事故の型別割合(%)
	2021年	2020年	増減率(%)	
全産業	97 (1)	97 (2)	0.0	転倒 (39.2)
製造業	22 (0)	16 (0)	+37.5	転倒 (31.8)
建設業	5 (0)	15 (1)	-66.7	墜落・転落 (60.0)
運輸交通業	11 (0)	12 (0)	-8.3	墜落・転落/転倒/はさまれ・巻き込まれ (各27.3)
林業	5 (0)	10 (0)	-50.5	追突され (60.0)
卸・小売業	10 (0)	14 (1)	-28.6	転倒 (60.0)
飲食店	3 (0)	3 (0)	0.0	切れこすれ (66.7)
清掃業・ビルメンテナンス業	8 (0)	7 (0)	+14.3	転倒 (50.0)
旅館・ホテル業	0 (0)	0 (0)	0.0	—
保健衛生業	15 (0)	9 (0)	+66.6	転倒 (53.3)
通信業・金融業	5 (0)	2 (0)	+150.0	交通事故(道路)(60.0)
上記以外のその他の業種	13 (1)	9 (0)	+44.4	転倒 (53.8)

事故の型別で特に多い災害は転倒灾害で、38人と全体の39.2%を占めています。

転倒灾害が多い業種は、保健衛生業8人（21.1%）、製



造業と商業が各7人（18.4%）となっています。転倒灾害の年齢別では、60歳以上が18人で47.4%、50歳代が10人で26.3%を占めています。「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「STOP!転倒灾害プロジェクト」等を活用して労働災害防止対策に取り組み、労働災害ゼロを達成しましょう。

「働き方改革」の取り組みを支援します (鳥取労働基準監督署)

当署では、中小事業主の皆様の「働き方改革」の取り組みを支援するため、「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、例えば、①時間外・休日労働協定（36協定）に関する事項 ②変形労働時間制など労働時間制度の導入に関する事項 ③長時間労働の削減に向けた取り組みに関する事項 ④年次有給休暇の年5日取得に向けた取り組みに関する事項などのご相談に対応しています。

また、事業場のご希望により、「労働時間相談・支援班」が個別に訪問してご相談に対応いたしますので、ご活用ください。

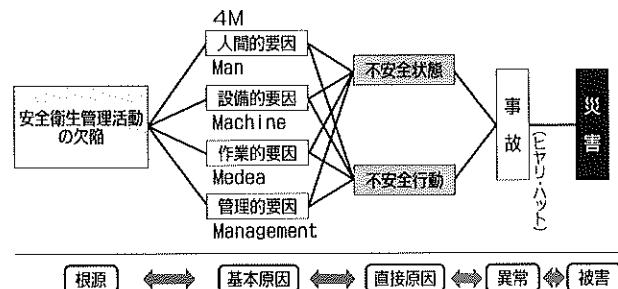
【お問い合わせ】

鳥取労働基準監督署 労働時間相談・支援班

(Tel) 0857-24-3211

労働災害発生シーケンス

労働災害はどのように発生するかを説明する一つに、以下の図が用いられることがよくあります。



労働災害発生シーケンスと言われ「事故、災害は安全衛生管理活動の欠陥が根源としてあり、それが人間的要因、設備的要因、作業的要因、管理的要因といった基本原因につながり、さらにこれらが直接原因の不安全状態、不安全行動へとつながり、事故、災害を引き起こす」という考え方です。

労働災害やヒヤリ・ハット事例が発生した場合は原因を明らかにし対策を講ずることが大切ですが、この考え方からは、原因を検討する際は、災害等に関与した「不安全状態」や「不安全行動」が生じた原因としての4Mの欠陥を明らかにし、その欠陥を見過ごした、あるいは欠陥に適切に対応できなかった安全衛生管理活動の欠陥まで辿り着くことが必要だということができます。すなわち「根源」となった事情を取除くことが、基本の再発防止対策なのです。直接原因の除去では、有効な再発防止対策とするには不安が残ります。

更に、この労働災害発生シーケンスから労働災害等を未然に防止するためには、各レベルでそれぞれの担当者が安全衛生管理活動の欠陥、4M要因の発生状況、不安全状態、不安全行動の存在を、職場をしっかりと見つめることで事前把握を行うことの大切さが導き出されるのではないかでしょうか。（東部支局事務局）

西部支局だより

死亡災害、重篤な労働災害が発生しています！

令和3年7月末時点における当署管内の休業4日以上の労働災害の死傷者数は、134人であり、激増した令和2年の同時期と比較して6人減少しておりますが、未だ大きく減少しているとは言い難い状況であります。

業種別に見ると、製造業においては、食料品製造業で減少が見られず、墜落・転落災害や転倒災害が多く発生しています。運輸交通業においても、トラックからの墜落・転落災害やフォークリフト等荷役運搬機械との接触による災害等、保健衛生業（医療業及び社会福祉施設等）においては、通路による転倒災害等が多く発生している状況です。

また、令和3年8月には当署管内の建設現場で、後進してきたミキサー車に労働者が接触し、死亡するという災害が発生し、林業現場においても、立木の伐倒作業中に、立木に激突される等の重篤な労働災害が発生しています。

これらの労働災害について、墜落・転落災害を防止するためには、安全な作業床の確保と適正な作業姿勢、作業内容に応じた有効な墜落防止措置の履行、転倒災害を防止するためには、STOP！転倒災害防止プロジェクトで定める整理整頓の徹底等による安全通路の確保等が大切です。

建設機械やフォークリフト等を用いた作業における労働災害を防止するためには、作業場所、機械の種類による作業方法の確認や作業における危険の防止措置を定めた作業計画の作成とその履行が必要です。

また、林業現場における伐倒作業時の災害防止につい

今後の台風接近による災害の復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について

今般、令和3年8月の大暴雨による影響で、全国の多くの地域が記録的な大雨に見舞われ、数多くの地域で土砂災害、浸水等が発生するなど、甚大な被害が生じました。被災地においては、今後、災害復旧工事等が施工されることが想定されます。

被災地における災害復旧工事は、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業による労働災害等の発生が懸念されることから、厚生労働省より建設業関係団体を対象に、下記の令和2年7月8日付け通達「令和2年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」により、労働災害防止対策の一層の徹底と災害復旧工事における労働災害防止対策を図るよう要請がなされています。

今年度におきましても、米子労働基準監督署では、鳥取県で梅雨の長雨が続き、被災地と同様に土砂崩壊等の発生の危険性が高まる恐れもあることから、米子労働基準監督署管内地山の掘削作業を施工している建設現場等を対象に、令和3年7月15日付けで労働災害防止対策の徹底をお願いしました。

つきましては、令和3年9月以降においても、台風の接近による大雨の発生等から、上記と同様に、緊急の災害復旧工事や現在施工中の工事現場において労働災害発生の危険性が高まることが懸念されることから、特に台風シーズンにおいては、下記項目の労働災害防止対策に留意くださいますようお願いいたします。

労働災害防止対策

1. 土砂崩壊災害防止対策
2. 土石流災害防止対策
3. がれき処理作業における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

ても、伐倒する立木の安全性の確認、退避場所の選定等の対策を適正に講じることが必要です。

9月は労働衛生週間の準備期間です。各事業場においては、前述の多発している労働災害の対策を含め、現状の安全衛生活動の内容や問題点等について確認し、問題点の改善、安全衛生活動の推進に取組むことで、労働災害ゼロを実現しましょう。

令和3年米子署管内労働災害発生状況（7月末）

休業4日以上の死傷者数（死者数）

	令和3年	令和2年	増減率(%)
全 産 業	134	(1)140	-4.3
製 造 業	30	31	-3.2
木 材・木 製 品 家 具 装 備 品 製 造 業	3	7	-57.1
鐵 鋼・金 屬 製 品 製 造 業	2	1	100.0
機 械 器 具 製 造 業	3	3	0.0
食 料 品 製 造 業	15	15	0.0
上 記 以 外 の 製 造 業	7	5	40.0
建 設 業	18	23	-21.7
土 木 工 事 業	6	9	-33.3
建 築 工 事 業	8	11	-27.3
木 造 家 屋 建 築 工 事 業	2	6	-66.7
そ の 他 の 建 築 工 事 業	6	5	20.0
そ の 他 の 建 設 業	4	3	33.3
運 輸 交 通 業	17	18	-5.6
道 路 貨 物 運 送 業	17	17	0.0
そ の 他 の 運 輸 交 通 業	0	1	-100.0
林 業	3	(1)4	-25.0
そ の 他 の 事 業	66	64	3.1
卸 ・ 小 売 業	14	18	-22.2
飲 食 店	4	3	33.3
清掃業・ビルメンテナンス業	3	10	-70.0
旅 館 ・ ホ テ ル 業	1	2	-50.0
保 健 衛 生 業	22	12	83.3
通 信 ・ 金 融 業 等	4	6	-33.3
上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	18	13	38.5

4. 車両系建設機械を用いて行う場合における安全の確保

5. 熱中症の予防

6. その他（緊急連絡体制の確立、避難方法等の周知等）

※労働災害防止対策の詳細については鳥取労働局HPに掲載されています。https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-rooudoukyoku/newpage_00951.html

研修会開催のご案内

西部支局では次の研修会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育（学科・実技）

日時 第三回 令和3年9月29日（水）9時～17時

第四回 令和3年9月30日（木）9時～16時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館
(定員各40名)

☆職長・安全衛生責任者教育

日時 令和3年10月20日（水）～21日（木）

10月20日（水）9時～17時

10月21日（木）8時30分～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育（学科・実技）

日時 第五回 令和3年11月1日（月）9時～17時

第六回 令和3年11月2日（火）9時～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館
(定員各40名)

☆自由研削といし取替等業務特別教育（学科・実技）

日時 令和3年11月10日（水）9時～16時

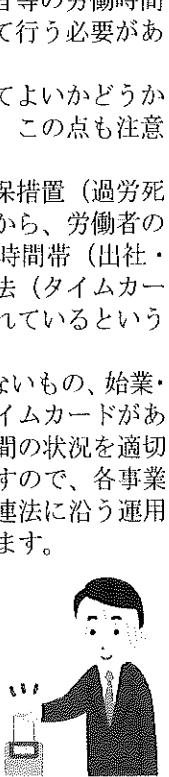
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

(定員45名)

中部支部だより

「タイムカードが義務化された」と聞きましたが…

- ① 働き方改革関連法の施行により、事業者の皆様方には新たに、「労働時間の状況」を把握することが必要となっています（労働安全衛生法第66条の8の3、労働安全衛生規則第52条の7の3第1項、第2項）。
- ② 「労働時間の状況」とは、労働者の労働日ごとの出勤時刻から退勤時刻等（いかなる時間帯にどの程度労働を提供し得る状態にあったのか）を意味しており、始業・終業時刻よりも範囲が広くなっています。
- ③ 労働時間の状況は客観的な方法で把握することが必要です。
- 客観的な方法とは、法律（①参照）により、タイムカード、パソコン等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）等とされています。
- このことが、標題のタイムカード義務化という表現につながっているのかもしれません。
- ④ 労働時間の状況の把握は、管理監督者等の労働時間の規制が除外されている労働者を含めて行う必要があります。
- もとより管理監督者として取り扱ってよいかどうかについても論点となるところですので、この点も注意が必要です。
- ⑤ 結論としましては、労働者の健康確保措置（過労死等の防止措置）を適切に実施する観点から、労働者の労働日ごとに、始業・終業時刻以外の時間帯（出社・退社時間帯）についても、客観的な方法（タイムカード等）により把握することが義務化されているということです。
- ⑥ 現在においても、出勤簿の記録しかないもの、始業・終業時刻のみを把握しているもの、タイムカードがあるのに打刻していないもの等、労働時間の状況を適切に把握していない事例も見受けられますので、各事業者様におかれましては、働き方改革関連法に沿う運用をしていただきますようお願いいたします。
- ⑦ なお、働き方改革関連法への対応で
お悩みの事業者様におかれましては、労働基準監督署職員による個別訪問（調査ではなくお悩み等をお聞きして適切な労務管理の方法について助言等させていただくものです）の御利用について、是非ともご検討いただきますようお願いいたします。



令和2年9月1日から労働者災害補償保険法（以下、労災保険法）が改正されました。

これまで、複数の会社で働いている労働者の方について、働いているすべての会社の賃金額を基に保険給付が行われないこと、すべての会社の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を合わせて評価して労災認定されないことが課題でしたが、昨今、多様な働き方を選択する方やパート労働者等で複数就業している方が増えているなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数

事業労働者への労災保険給付について労災保険法が改正されました。

法改正のポイントは次のとおりとなります。

【法改正のポイント】

- ① 改正制度の対象となるのは複数事業労働者の方です。⇒「複数事業労働者」とは、被災した（業務や通勤が原因でがんや病気などになったり死亡した）時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者の方のことをいいます。
- ② 特別加入をしている方などについても対象となります。⇒1つの会社と労働契約関係にあり、他の就業について特別加入している方、複数の就業について特別加入をしている方も「複数事業労働者」となります。
- ③ 複数事業労働者の方への保険給付が、全ての働いている会社の賃金額を基礎に支払われるようになります。⇒今回の改正によって、複数事業労働者の方については、各就業先の事業場で支払われている賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額（保険給付の算定基礎となる日額）が決定されます。
- ④ 複数の会社等の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して、労災認定の判断をするようになります。⇒今回の改正によって、新しく複数の事業の業務を要因とする傷病等（負傷、疾病、障害又は死亡）についても、労災保険給付の対象となります。なお、対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。
- ⑤ 労災保険法の改正にあたっては、経過措置を設けています。⇒施行に当たっては経過措置が設けられており、令和2年9月1日（改正労災保険法の施行日）以後に発生した傷病等についてのみ対象となります。そのため、令和2年8月31日以前に発生した傷病等については、従来どおり改正前の制度により労災保険給付が行われます。
- ⑥ 今回の制度改正はメリット制に影響しません。⇒今般の制度改正については、メリット制には影響せず、業務災害が発生した事業場の賃金に相当する保険給付額のみがメリット制に影響します。

不幸にも労災事故が発生した場合、複数の事業場への就業がないか確認をお願いします。

特別教育・講習等のご案内

中部支部では、次のとおり特別教育・講習等の開催を予定しております。多数の方の受講をお待ちしております。

- (1) 衛生管理者等衛生担当者研修
9月27日（月）
- (2) 安全管理者選任時研修（2日間）
10月13日（水）、14日（木）
- (3) フルハーネス使用作業特別教育
10月25日（月）
11月9日（火）
- (4) 特定粉じん作業特別教育
11月11日（木）
- (5) 化学物質管理者養成研修
11月18日（木）
- (6) KYT（危険予知訓練）研修
11月30日（火）
- (7) 電気（低電圧）取扱い業務特別教育
12月9日（木）
- (8) 足場組立て等業務特別教育
12月14日（火）

【申込・問合せ先】

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部
TEL・FAX：0858-22-9054